目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

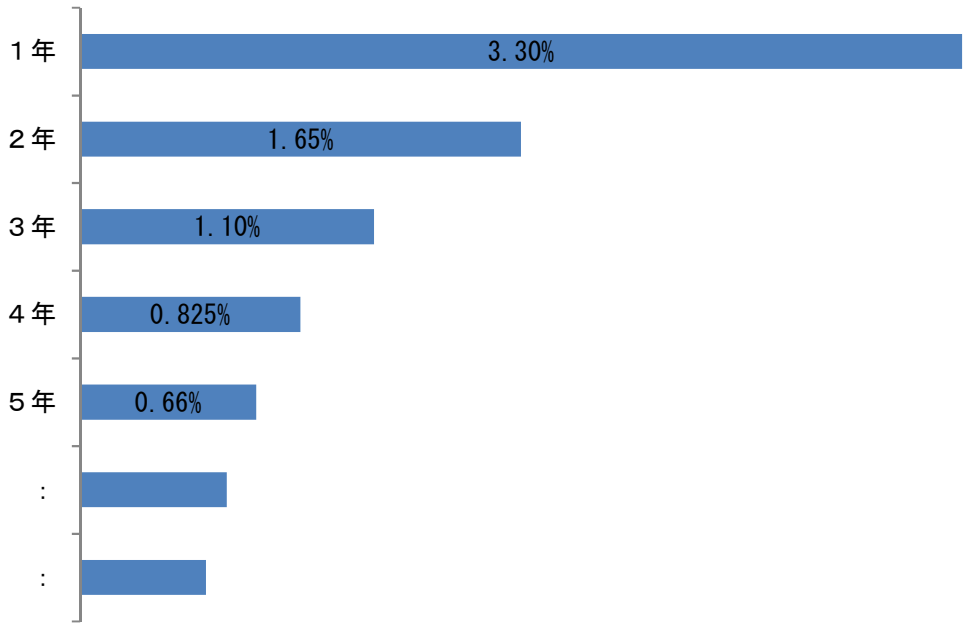
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年7月14日



米国ハイイールド債券ファンド
円コース／米ドルコース／豪ドルコース／南アフリカランドコース／ブラジルレアルコース

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「米国ハイイールド債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月13日に関東財務局長に提出しており、2026年7月14日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧できます。
 本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円（2026年4月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆5,068億円
（2026年4月末現在）

委託会社への照会先

【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの名称について>

正式名称	略　　称
米国ハイイールド債券ファンド　円コース	円コース
米国ハイイールド債券ファンド　米ドルコース	米ドルコース
米国ハイイールド債券ファンド　豪ドルコース	豪ドルコース
米国ハイイールド債券ファンド　南アフリカランドコース	南アフリカランドコース
米国ハイイールド債券ファンド　ブラジルレアルコース	ブラジルレアルコース

◆上記の各ファンドの名称について上記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
また、上記の各ファンドの総称として「米国ハイイールド債券ファンド」、また各々を「ファンド」と称する場合があります。

<商品分類および属性区分>

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
円コース 米ドルコース 豪ドルコース 南アフリカランドコース ブラジルレアルコース	追加型	海　外	債　券

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
円コース	その他資産 （投資信託証券※1）	年12回 （毎月）	北　米	ファンド・オブ・ ファンズ	あ　り （フルヘッジ）
米ドルコース 豪ドルコース 南アフリカランドコース ブラジルレアルコース	その他資産 （投資信託証券※1）	年12回 （毎月）	北　米	ファンド・オブ・ ファンズ	な　し

※1　投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。
※2　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米ドル建ての高利回り事業債(以下「ハイイールド債」といいます。)を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 米ドル建てのハイイールド債を実質的な主要投資対象とします。

●各ファンドは、米ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とする円建ての外国投資信託「LA USハイイールドボンドファンド」各クラス受益証券と、わが国の短期公社債等を主要投資対象とする円建ての国内籍投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、各投資信託を通じて投資する主な投資対象という意味です。

※「LA USハイイールドボンドファンド」を以下「外国投資信託」ということがあります。

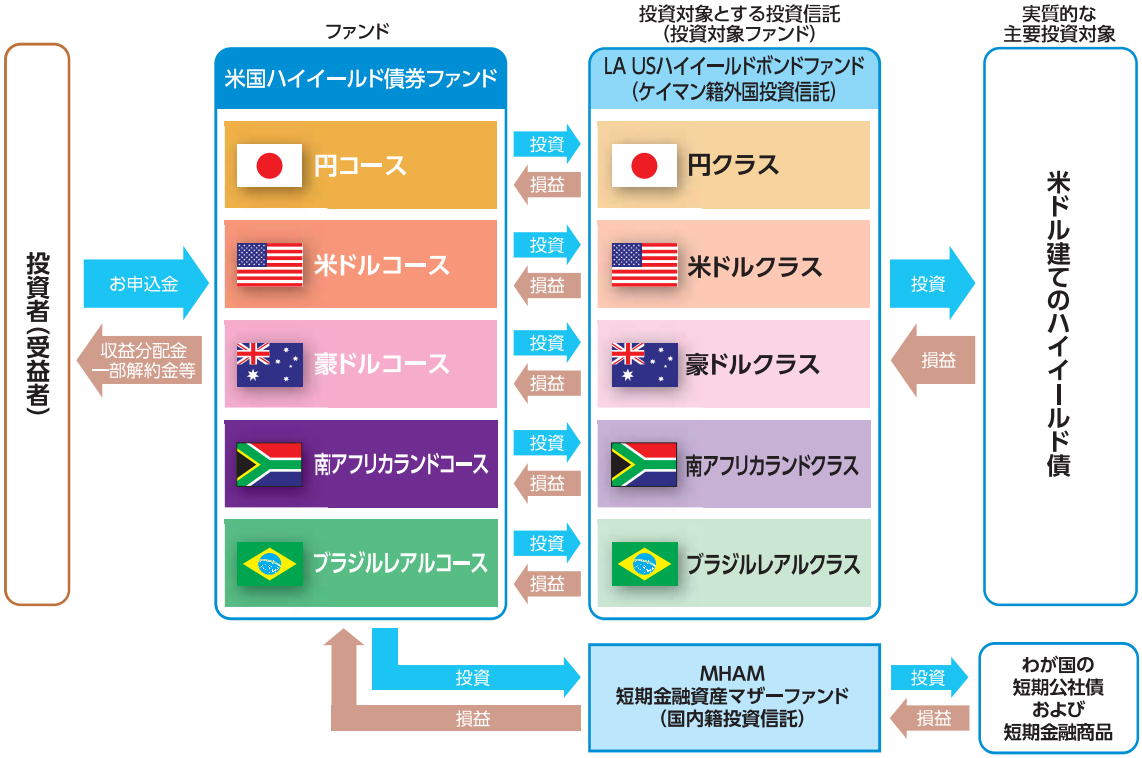
●各ファンドは、投資対象とする投資信託(投資対象ファンド)への投資にあたり、「LA USハイイールドボンドファンド(各クラス)」への投資を中心に行います。

※各投資対象ファンドへの投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。なお、各ファンドは、それぞれ「LA USハイイールドボンドファンド」の通貨別の各クラスに投資します。

※投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。

運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)

◆各ファンドは、「LA USハイイールドボンドファンド(各クラス※)」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」に投資することにより運用を行います。



ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託(ファンド)に投資することにより運用を行う仕組みです。

※各クラスの受益証券は、円建てです。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

2 主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引が異なる、5本のファンドから構成されています。

●米ドルコースを除く各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託では、各クラスについてそれぞれ異なった為替取引（原則として米ドル売り、各クラスの取引対象通貨買い）を行います。

●米ドルコースを除く各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および通貨間の短期金利差による影響（為替取引によるプレミアム／コスト）を受けます。

※米ドルコースは、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

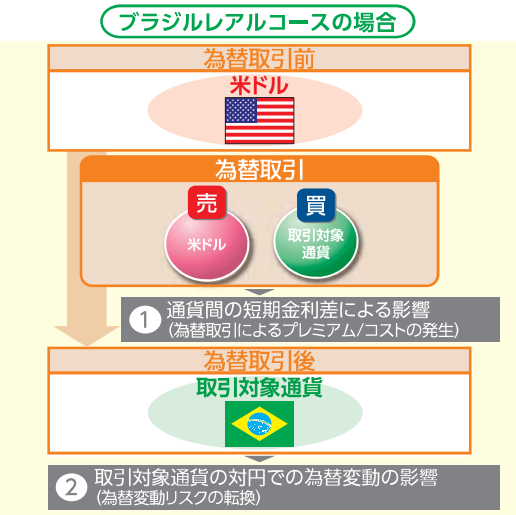
●各ファンド間のスイッチング（乗換え）が可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合等があります。詳しくは、後掲「手続・手数料等 お申込みメモ」をご参照ください。

<各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の取引対象通貨>

ファンド	外国投資信託の取引対象通貨
円コース	円
米ドルコース	原則として為替取引を行いません
豪ドルコース	豪ドル
南アフリカランドコース	南アフリカランド
ブラジルレアルコース	ブラジルレアル

<外国投資信託が行う為替取引のイメージ>



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

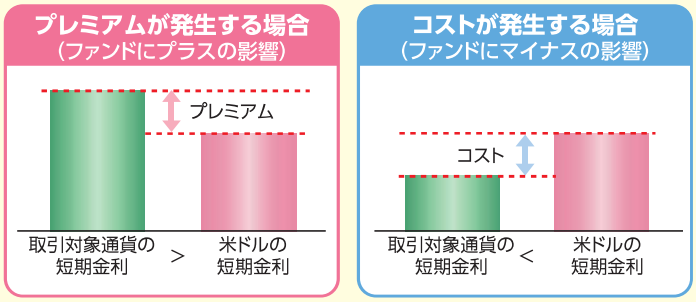
為替取引による各ファンドへの影響（米ドルコースを除きます。）

① 為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。（為替取引によるプレミアム／コストの発生）

■外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と米ドル間の短期金利差相当分が、プレミアム（収益）／コスト（費用）となり、ファンドに影響をあたえます。

※一部の新興国の取引対象通貨では、原則として直物為替先渡取引（NDF）を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム／コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後掲の「投資リスク　その他の留意点<為替取引に関する留意点>」をご参照ください。

<プレミアム／コストのイメージ図>



② 取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。（円コースを除きます。）

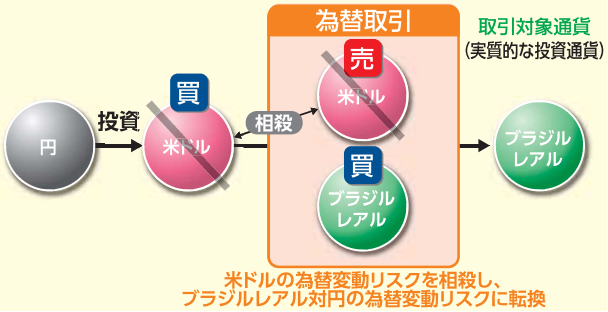
ブラジルレアルコースの場合

外国投資信託が行う為替取引によって、為替変動リスクは米ドルから取引対象通貨（ブラジルレアル）に転換されるため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。

（円コースの場合は、為替変動の影響が低減されることが見込まれます。）

※右記はイメージ図であり、実際の為替取引とは異なる場合があります。

<為替変動リスクの転換のイメージ図>



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

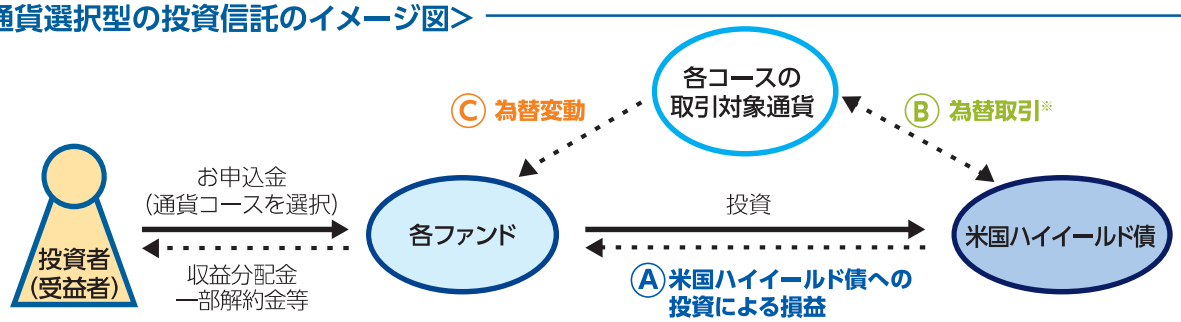
ファンドの目的・特色

[通貨選択型ファンドに関する留意事項]

各ファンドの運用のイメージ

●各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、米ドル建てのハイイールド債です。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>



＊上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かり易く表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)」をご参照ください。

※Ⓑの為替取引により、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です(円コースは、対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図ります。)。また、米ドルコースは、原則として為替取引を行いませんので、米ドルの対円での為替変動リスクがあります。

各ファンドの収益源について

●各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	Ⓐ米国ハイイールド債	Ⓑ為替取引※1	Ⓒ為替変動
	米国ハイイールド債への投資による損益(利子収入、値上がり/値下がり)	各取引対象通貨と米ドルの短期金利差によるプレミアム/コスト	各通貨と円の為替変動による為替差益/為替差損
収益を得られるケース	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善	取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利	・取引対象通貨が対円で上昇(円安) ・米ドルコースの場合は米ドルが対円で上昇(円安)
	債券価格の上昇	プレミアム(短期金利差相当分の収益)の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	債券価格の下落	コスト(短期金利差相当分の費用)の発生	為替差損の発生
	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利 ＊米ドルコースを除きます。※2	・取引対象通貨が対円で下落(円高) ・米ドルコースの場合は米ドルが対円で下落(円高) ＊円コースを除きます。※3

※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の新興国の取引対象通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。
※2 米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託では、原則として為替取引(為替管理)を行いません。
※3 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減を図りますが、保有資産額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。
(注)市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

ファンドの目的・特色

3 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

分配方針

◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

◆分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

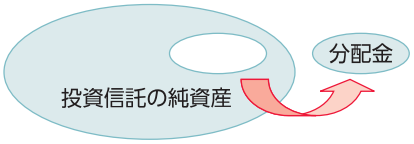
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

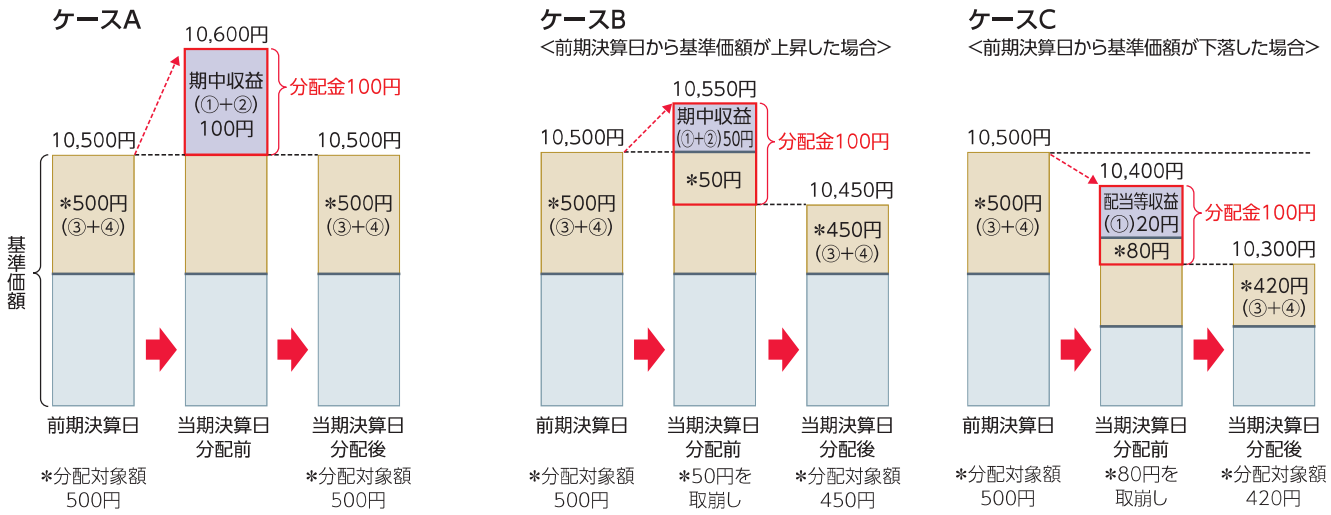
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

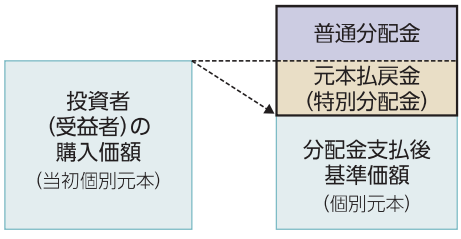
ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

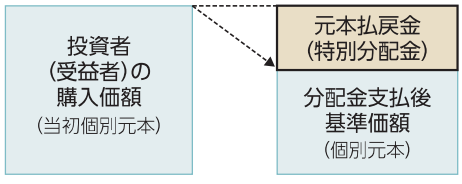
◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの目的・特色

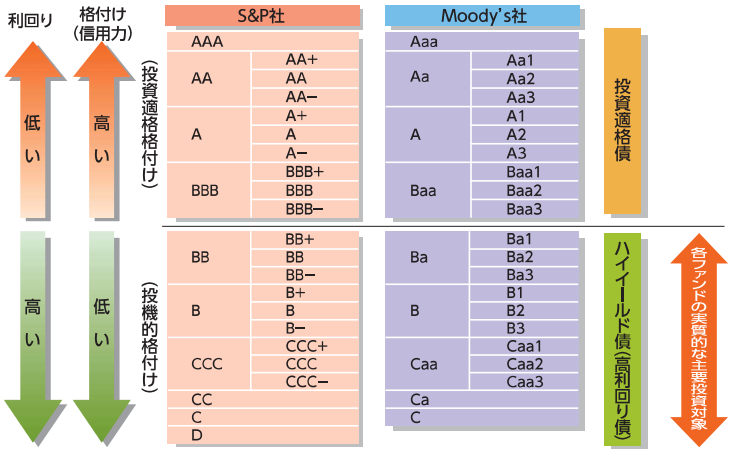
4 米ドル建てのハイイールド債の運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー(ロード・アベット社)が行います。

●「LA USハイイールドボンドファンド」におけるハイイールド債の運用はロード・アベット社が、為替取引を含む為替の管理はステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ステート・ストリート社)が行います。なお、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用はアセットマネジメントOneが行います。

ロード・アベット社(Lord, Abbett & Co. LLC)	ステート・ストリート社(State Street Bank and Trust Company)
ロード・アベット社は、米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。運用資産は2,488億米ドル(2026年3月末現在)にのぼります。	ステート・ストリート社は、米国を本拠とし、機関投資家向けに様々な金融サービスを提供する世界を代表する金融機関です。総管理資産は、54.5兆米ドル(2026年3月末現在)にのぼります。

《ご参考》ハイイールド債とは

■一般に債券(社債)には、格付け会社から発行体(企業など)の信用力に応じて、AAA、AA等の格付けが付与されます。
S&Pグローバル・レーティング(S&P社)においてはBB+以下、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)においてはBa1以下の格付けを付与されている公社債を、一般的に「ハイイールド債」といいます。ハイイールド債は、"投資適格債(BBB-(Baa3)以上の格付けを付与されている公社債をいい、高格付債ともいいます。)と比べて、信用力が低く、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い"と評価されている分、その見返りとして、満期償還までの期間が同じ投資適格債よりも、一般に高い利回りで発行・取引されます。



各ファンドの主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

《投資対象ファンドについて》

■LA USハイイールドボンドファンド

ファンド名（クラス）	LA USハイイールドボンドファンド(円クラス) LA USハイイールドボンドファンド(米ドルクラス) LA USハイイールドボンドファンド(豪ドルクラス) LA USハイイールドボンドファンド(南アフリカランドクラス) LA USハイイールドボンドファンド(ブラジルレアルクラス)
形態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型
信託期間	2159年12月31日まで
運用目標	[LA USハイイールドボンドファンド(円クラス)] 主として米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高いインカムゲインの確保とキャピタルゲインを追求するとともに、保有資産に対して対円での為替取引を行うことで保有資産の通貨（主として米ドル）と円の短期金利差の獲得を目指します。 [LA USハイイールドボンドファンド(米ドルクラス)] 主として米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高いインカムゲインの確保とキャピタルゲインを追求することを目指します。なお、保有資産に対する為替取引（為替管理）は行いません。 [LA USハイイールドボンドファンド(豪ドルクラス)] 主として米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高いインカムゲインの確保とキャピタルゲインを追求するとともに、保有資産に対して対豪ドルでの為替取引を行うことで保有資産の通貨（主として米ドル）と豪ドルの短期金利差の獲得を目指します。 [LA USハイイールドボンドファンド(南アフリカランドクラス)] 主として米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高いインカムゲインの確保とキャピタルゲインを追求するとともに、保有資産に対して対南アフリカランドでの為替取引を行うことで保有資産の通貨（主として米ドル）と南アフリカランドの短期金利差の獲得を目指します。 [LA USハイイールドボンドファンド(ブラジルレアルクラス)] 主として米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高いインカムゲインの確保とキャピタルゲインを追求するとともに、保有資産に対して対ブラジルレアルでの為替取引を行うことで保有資産の通貨（主として米ドル）とブラジルレアルの短期金利差の獲得を目指します。
投資対象	主として米ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。 また、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引（NDF）等を活用します。（米ドルクラスを除きます。）
投資態度	①主として米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行います。 ②投資するハイイールド債については、主としてBB+格（S&Pグローバル・レーティング）以下またはBa1格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）以下の格付けが付与されている債券に投資を行います。 ③CCC+格（S&Pグローバル・レーティング）以下またはCaa1格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）以下の格付けが付与されている債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以内とします。 ④一部格付けをもたない債券に投資する場合があります。なお、その投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤格付けについては、S&Pグローバル・レーティングまたはムーディーズ・インベスターズ・サービスの格付けを基準とし、同一銘柄で格付けが異なる場合はどちらか低い方の格付けを採用します。 ⑥銘柄選定にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に行います。 ⑦投資対象には米国以外の企業等が発行する債券等が含まれます。なお、債務証書、転換社債、優先証券などへ投資を行う場合があります。 ⑧各外国投資信託（クラス）ごとに、保有資産に対し、原則として以下の為替管理を行います。 〈各外国投資信託（クラス）の為替管理（為替取引の手法）について〉

LA USハイイールドボンドファンド（円クラス）	保有資産に対し、対円での為替取引（保有資産が米ドル建て資産の場合は、米ドル売り、円買い）を行います。
LA USハイイールドボンドファンド（米ドルクラス）	保有資産に対し、為替取引（為替管理）を行いません。
LA USハイイールドボンドファンド（豪ドルクラス）	保有資産に対し、対豪ドルでの為替取引（保有資産が米ドル建て資産の場合は、実質的な米ドル売り、豪ドル買い）を行います。
LA USハイイールドボンドファンド（南アフリカランドクラス）	保有資産に対し、対南アフリカランドでの為替取引（保有資産が米ドル建て資産の場合は、実質的な米ドル売り、南アフリカランド買い）を行います。
LA USハイイールドボンドファンド（ブラジルレアルクラス）	保有資産に対し、対ブラジルレアルでの為替取引（保有資産が米ドル建て資産の場合は、実質的な米ドル売り、ブラジルレアル買い）を行います。

⑨市況動向や外国投資信託の資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

決　算　日	年1回(12月31日)
収益分配	毎月、原則として経費控除後の利子収益および売買益(評価益を含みます。)より分配を行う予定です。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれに限定しません。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える資金借入を行うことはできません。(ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。) ③株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り行うことができるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤流動性の乏しい資産へ投資する場合は、価格の透明性を確保する方法が取られているものとし、その投資割合は純資産総額の15%以下とします。 ⑥デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
費　用　等	運用管理費用等:信託財産の純資産総額に対し年率0.695%程度 その他費用等:信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／信託財産の監査に要する費用／借入金の利息および立替金の利息／法律関係の費用およびファンド組成にかかる費用　等 ※運用管理費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあります。
購入時手数料	ありません。
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
受託会社	CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
運用会社	ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー
為替管理会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
事務管理会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店
保管会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店

■MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形　態	親投資信託
信託期間	無期限
投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決　算　日	年1回(6月30日(休業日の場合は翌営業日))
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	①外貨建資産への投資は行いません。 ②株式への投資は行いません。 ③デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
設　定　日	2000年7月28日
運用管理費用(信託報酬)等	信託報酬:ありません。 その他の費用等:信託財産に関する租税／組入有価証券の売買時の売買委託手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息　等
購入時手数料	ありません。
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが実質的に投資を行うハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

円コース

為替取引を行っても、円高による影響を完全には排除できません。

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は保有資産に対し、原則として対円での為替取引（保有資産が米ドル建て資産の場合は、米ドル売り、円買い）を行い為替変動リスクの低減を図りますが、外国投資信託において保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、円の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

米ドルコース

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は保有資産に対し、原則として為替取引（為替管理）を行いません。そのため、為替相場が米ドルに対して円高となった場合、基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

豪ドルコース／南アフリカランドコース／ブラジルレアルコース

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は保有資産に対し、原則として各ファンドが投資対象とする外国投資信託各クラスにおける取引対象通貨（豪ドルコースの場合は豪ドル）での為替取引（米ドル売り、取引対象通貨買い）を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

投資（為替取引を含む）する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドの実質的な主要投資先となっている米国および為替取引の対象国において、政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合（外国為替取引規制等が実施された場合を含みます。）には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

<クーリング・オフについて>
各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<流動性リスクに関する留意点>
各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<公社債の貸付について>
公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

<為替取引に関する留意点>
各ファンド（米ドルコースを除きます。）が主要投資対象とする外国投資信託は、為替取引を行うにあたり一部の新興国の取引対象通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）※を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム/コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
※直物為替先渡取引（NDF）とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

<外国投資信託における合同運用について>
外国投資信託は合同運用を行うため、それに伴う影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。

<換金請求の受付けの中止・取消しについて>
各ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

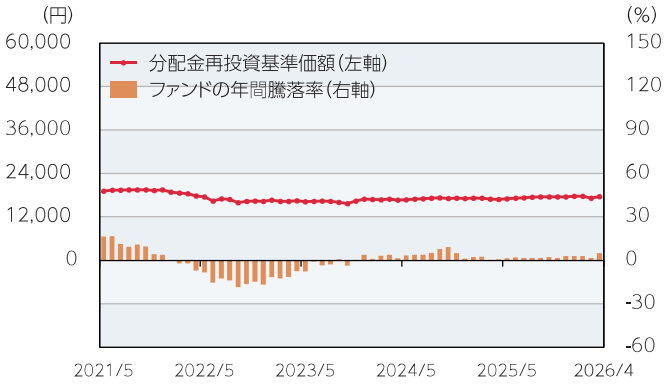
委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。
なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

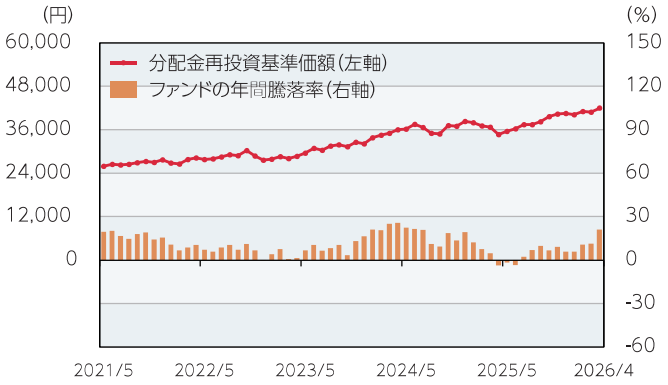
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

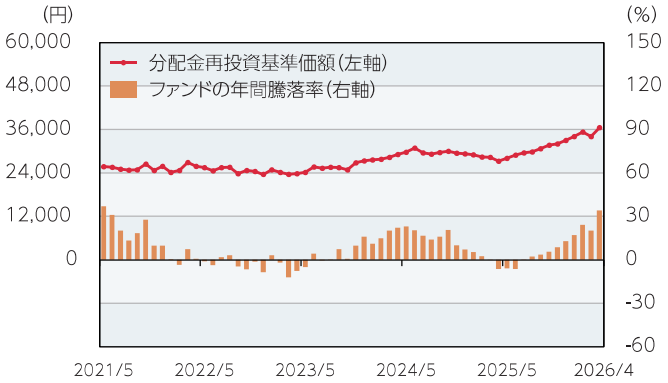
円　コ　ー　ス



米　ド　ル　コ　ー　ス

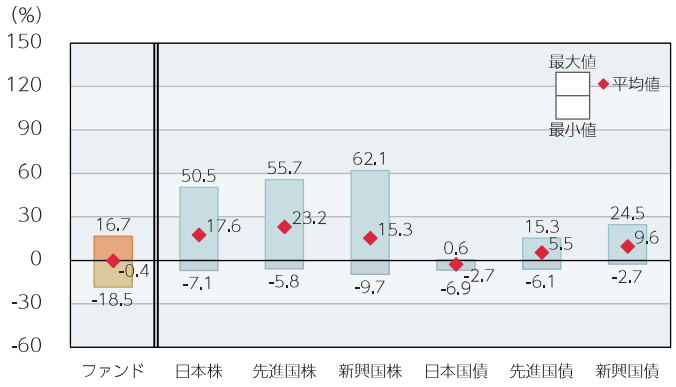


豪　ド　ル　コ　ー　ス

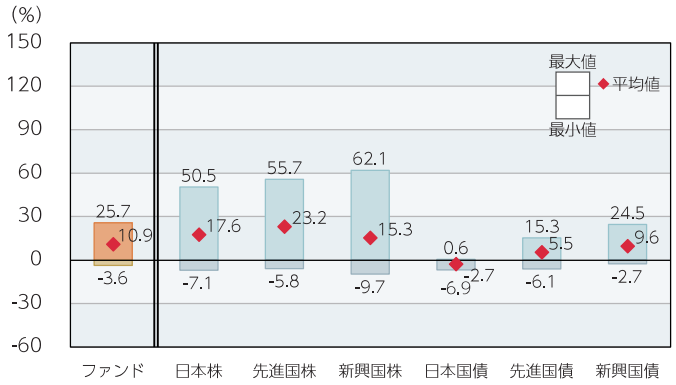


＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

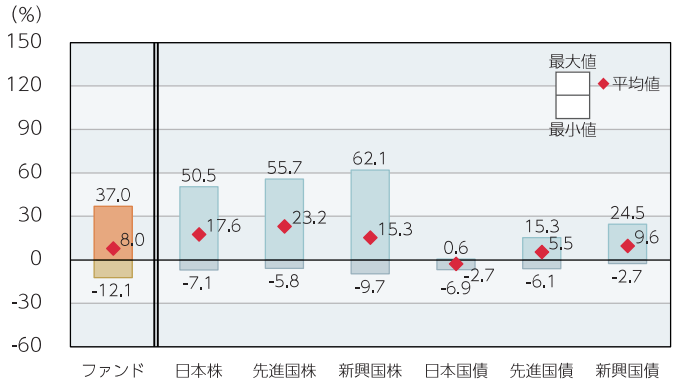
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年5月～2026年4月



2021年5月～2026年4月



2021年5月～2026年4月

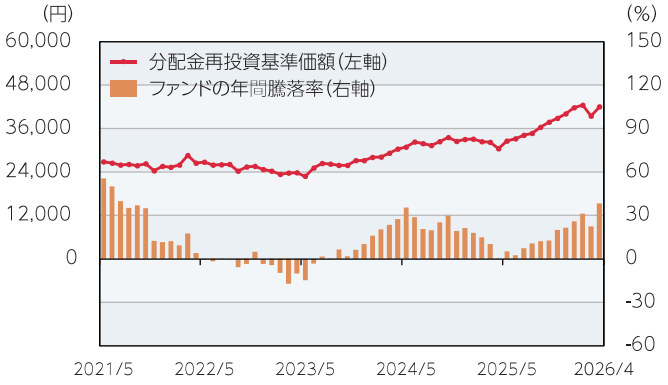
＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

投資リスク

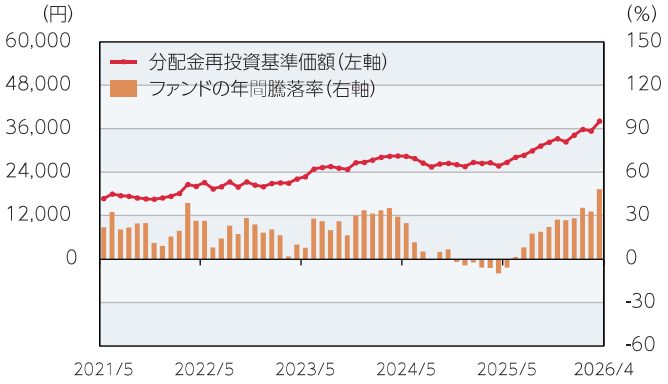
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

南アフリカランドコース



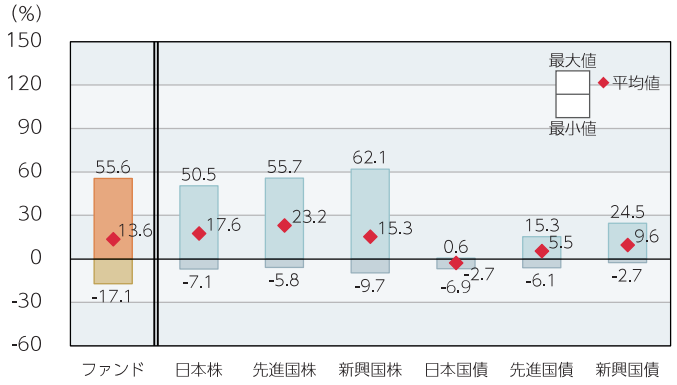
ブラジルレアルコース



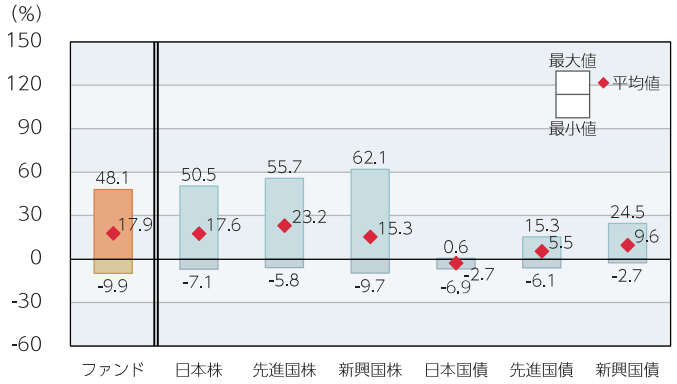
*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年5月～2026年4月



2021年5月～2026年4月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

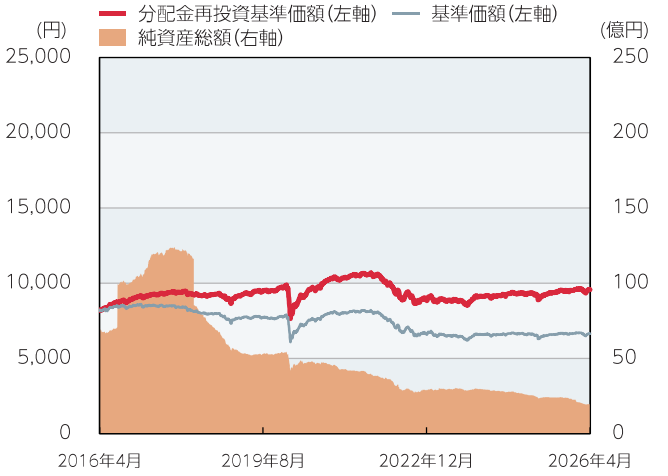
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

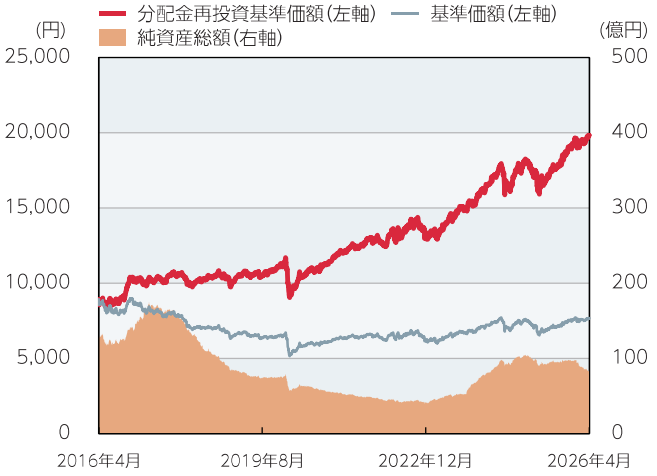
データの基準日:2026年4月30日

基準価額・純資産の推移 《2016年4月28日～2026年4月30日》

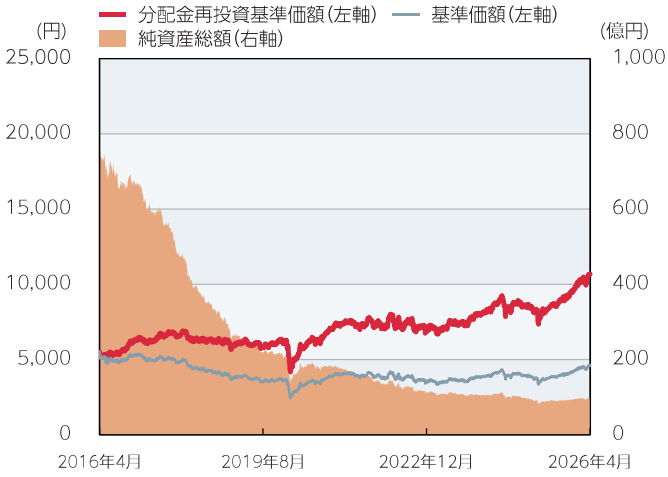
円　コ　ー　ス



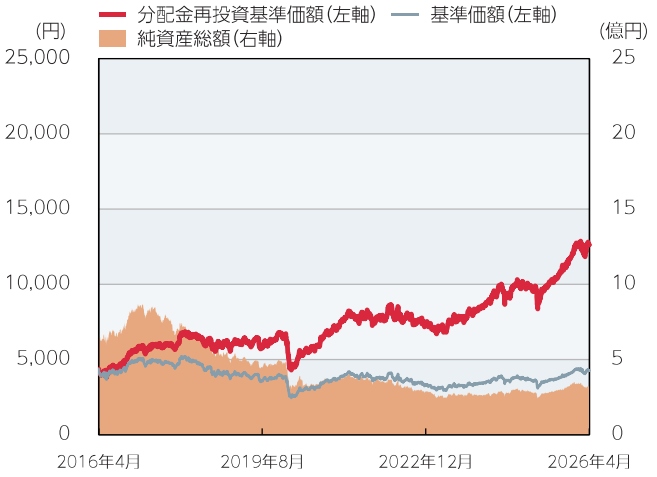
米ドルコース



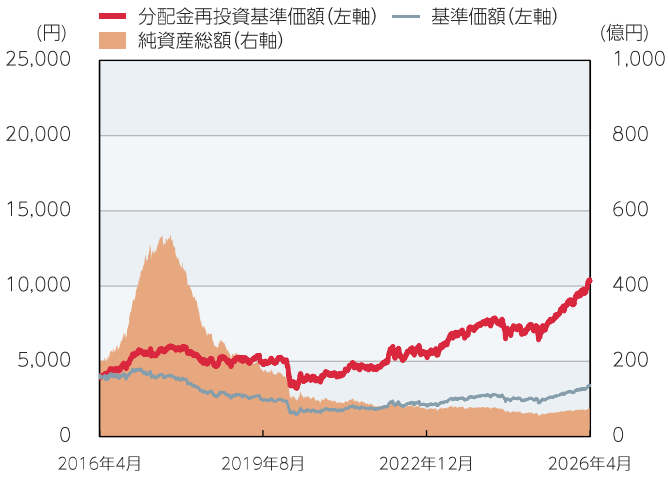
豪ドルコース



南アフリカランドコース



ブラジルレアルコース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2009年10月30日)

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2026年4月30日

分配の推移(税引前)

※分配金は1万口当たりです。

	円　コ　ー　ス	米ドルコース	豪ドルコース	南アフリカランドコース	ブラジルレアルコース
2025年12月	10円	35円	15円	25円	10円
2026年 1月	10円	35円	15円	25円	10円
2026年 2月	10円	35円	15円	25円	10円
2026年 3月	10円	35円	15円	25円	10円
2026年 4月	10円	35円	15円	25円	10円
直近1年間累計	120円	420円	180円	300円	120円
設定来累計	8,760円	14,440円	14,700円	13,615円	12,930円

主要な資産の状況

■米国ハイイールド債券ファンド

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

円　コ　ー　ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA　USハイイールドボンドファンド(円クラス)	98.63
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.12

米ドルコース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA　USハイイールドボンドファンド(米ドルクラス)	98.77
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.07

豪ドルコース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA　USハイイールドボンドファンド(豪ドルクラス)	98.64
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.10

南アフリカランドコース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA　USハイイールドボンドファンド(南アフリカランドクラス)	98.39
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.11

ブラジルレアルコース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA　USハイイールドボンドファンド(ブラジルレアルクラス)	97.75
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.09

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2026年4月30日

■LA USハイイールドボンドファンド

※比率(%)は、当該外国投資信託の組入有価証券評価額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	ベンチャー・グローバル	9.500	2029/02/01	0.8
2	ディスカバリーグローバルホールディングス	5.050	2042/03/15	0.7
3	ディッシュ DBS	5.125	2029/06/01	0.7
4	シンクレア・テレビジョン・グループ	8.125	2033/02/15	0.6
5	日産自動車	4.810	2030/09/17	0.6
6	CCOホールディングス	7.000	2033/02/01	0.5
7	キオクシアホールディングス	6.625	2033/07/24	0.5
8	ボル IHC/ボル ファイナンス	10.375	2030/11/15	0.5
9	ビアサット	7.500	2031/05/30	0.4
10	CVSヘルス	7.000	2055/03/10	0.4

■MHAM短期金融資産マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	160回　共同発行市場公募地方債	地方債証券	日本	0.05	2026/7/24	12.74
2	32回2号　宮城県公募公債　10年	地方債証券	日本	0.105	2026/9/28	12.72
3	28年度6回　埼玉県公募公債	地方債証券	日本	0.085	2026/9/29	12.72
4	393回　中国電力社債	社債券	日本	0.26	2026/11/25	5.08
5	307回　北陸電力社債	社債券	日本	1.055	2026/6/25	3.83
6	485回　東北電力社債	社債券	日本	0.25	2026/7/24	3.82
7	329回　四国電力社債	社債券	日本	0.4	2026/12/25	3.81
8	445回　九州電力社債	社債券	日本	0.36	2026/12/25	3.81
9	546回　関西電力社債	社債券	日本	0.17	2026/12/18	3.80
10	73回　三菱UFJリース社債	社債券	日本	0.28	2027/1/29	3.80

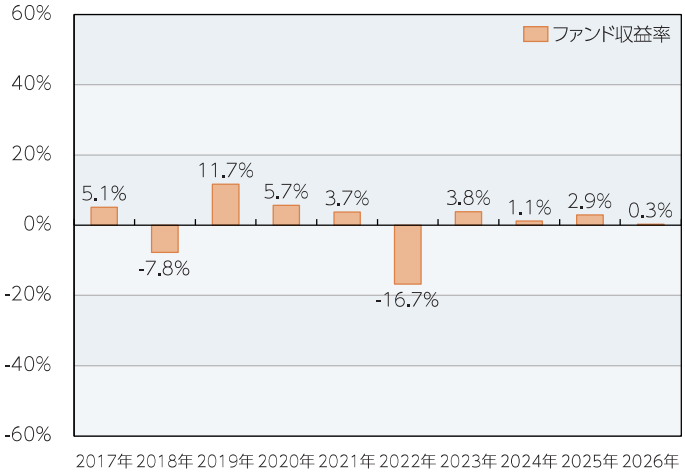
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

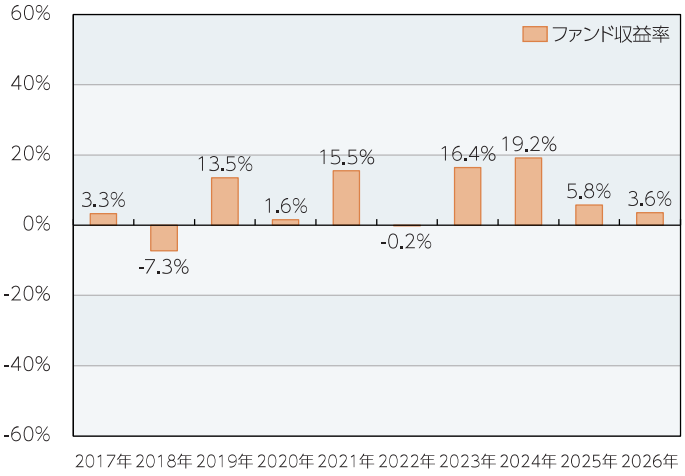
データの基準日:2026年4月30日

年間収益率の推移(暦年ベース)

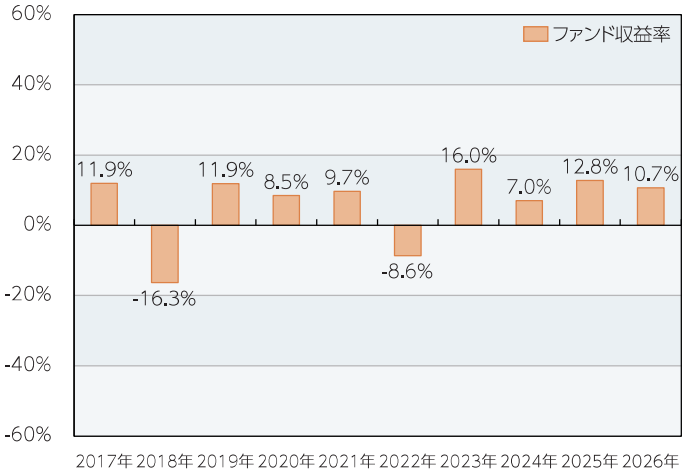
円　コ　ー　ス



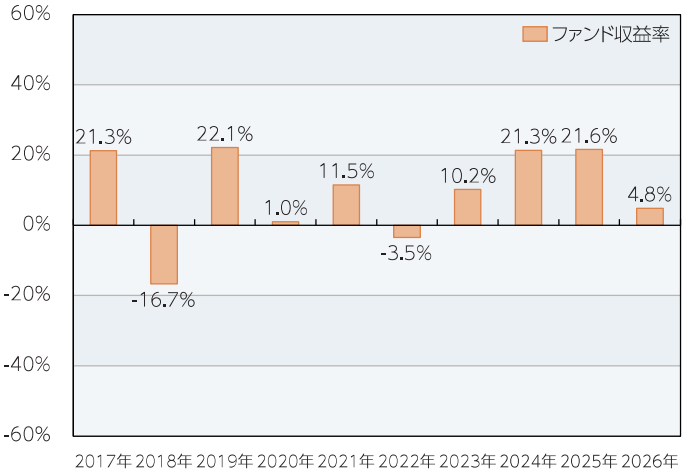
米ドルコース



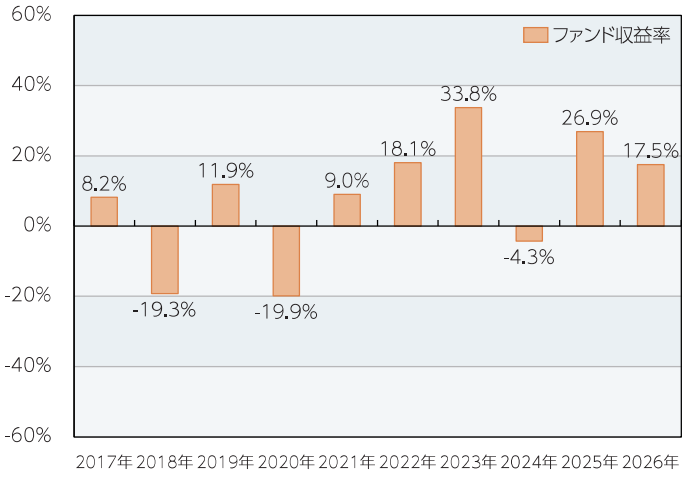
豪ドルコース



南アフリカランドコース



ブラジルレアルコース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年7月14日から2027年1月13日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日　•ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	換金の請求金額が多額な場合および外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消しまたは延期の場合の換金のお申込み、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2027年10月12日まで(2009年10月30日設定)
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。 •信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

手続・手数料等

信託金の限度額	各ファンドにおいて4,000億円
公　　告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.am-one.co.jp/）に掲載します。
運用報告書	4月、10月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	米国ハイイールド債券ファンドを構成する各ファンド間で、スイッチング（乗換え）を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご留意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。
そ　の　他	販売会社によっては、米国ハイイールド債券ファンドを構成する一部のファンドを取り扱わない場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="2">換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用
(信託報酬)</td><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.968%(税抜0.88%)
信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.35%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.50%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.03%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする外国投資信託</td><td>外国投資信託の純資産総額に対して年率0.695%程度
※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあり、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.663%程度(税込)
※上記は各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。
•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
•信託事務の処理に要する諸費用
•外国での資産の保管等に要する費用
•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等
監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分　配　時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
円コース	1.70%	0.96%	0.74%
米ドルコース	1.70%	0.97%	0.74%
豪ドルコース	1.70%	0.96%	0.74%
南アフリカランドコース	1.69%	0.96%	0.73%
ブラジルレアルコース	1.69%	0.96%	0.73%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2025年10月15日～2026年4月13日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※投資対象とする外国投資信託（以下、投資先ファンドといいます。）にかかる費用は、その他費用（②）に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
なお、各ファンドについては、投資先ファンドにかかる源泉徴収税は含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。